

2011年11月市議会 意見書（案）

- [意見書（案）第27号](#) 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書
- [意見書（案）第28号](#) 労働者保護のための労働者派遣法へ抜本的修正を求める意見書
- [意見書（案）第29号](#) 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加中止を求める意見書
- [意見書（案）第30号](#) 消費税増税に反対する意見書
- [意見書（案）第31号](#) 定数削減ではなく、民意を反映する選挙制度への転換を求める意見書
- [意見書（案）第32号](#) 福井県での定期検査中の原子力発電所の再稼働を認めないことを求める意見書
- [意見書（案）第33号](#) 円高から中小企業を守る対策を求める意見書
- [意見書（案）第34号](#) 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書
- [意見書（案）第35号](#) 災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書
- [意見書（案）第36号](#) 視覚障がい者にやさしい地上デジタルテレビ放送を求める意見書
- [意見書（案）第37号](#) 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書
- [意見書（案）第38号](#) 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書
- [意見書（案）第39号](#) 予防接種法に基づく定期接種の拡大を求める意見書
- [意見書（案）第40号](#) 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉に関する意見書

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書（案）

【湖誠、大志提案】

今般の東日本大震災における我が国の対応は、「想定外」という言葉が繰り返されたことに象徴されるように、緊急事態に備える体制に不備のあったことを、国の内外に広く知らしめる結果となった。

諸外国においては、憲法に外部からの武力攻撃、テロ、大規模自然災害等を想定した非常事態条項を明記している国もあり、また、今回のような大規模自然災害時には非常事態宣言を発して、政府主導の下に救援及び復興に対処することとしている国も多い。

しかしながら、平時を想定した日本国憲法には非常事態条項が明記されておらず国家的な緊急事態を乗り切ろうとすると、自衛隊・警察・消防などの初動態勢にさまざまな支障があり、被害の拡大をもたらす結果となっている。

そのため、緊急事態時に、国が万全の措置を講じる責務を持ち、経済秩序の維持や公共の福祉の確保のために、国民の権利を一時的に制約できるようにする緊急事態基本法の制定が提唱され、平成16年5月には、自民、民主、公明の3党が「緊急事態基本法」の制定で合意したが、今日まで法制化が実現していない。

このような中、東日本大震災などの自然災害のほかにも、我が国周辺で国民の生命及び財産の安全を脅かすさまざまな事態が発生・存続しており、緊急事態に備えることは喫緊の課題である。

よって、国及び政府においては、緊急事態基本法を早急に制定されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

労働者保護のための労働者派遣法へ抜本的修正を求める意見書（案）

【共産党提案】

国会で継続審議となっている労働者派遣法の改正案について、政府は製造業派遣と登録型派遣の「原則禁止」事項を削除するなどの修正を行って成立を図る方向を示した。しかし、そもそも労働者派遣法の改正は、現行法が偽装請負などの違法労働の横行や「派遣切り」など企業の雇用調整による大量の失業者を生み出すなど、貧困と格差を広げる原因として、「労働者保護」の視点で改正を求める国民の声に押され審議が始まったものである。

昨年、国会に提出された政府の改正案は、製造業派遣と登録型派遣を原則禁止としながらも、専門26業務をその対象外とし、その中の事務用機器操作は全国で45万人が従事しているなどの問題点が指摘されているものであった。今回の修正ではさらに「みなし雇用規定の導入見送り」、「日雇い派遣も禁止対象を世帯主などに限定したうえで1カ月以内と緩和する」などが盛り込まれ、労働者保護を目的とした改正の趣旨を根底から損なうものと言わなければならない。

派遣労働の拡大は不安定雇用の労働者を増大させ、結果として国民生活を脅かし、生活保護費などの社会保障費の増大の一因となっている。

よって、国及び政府においては、労働者保護の立場から以下の内容を含む労働者派遣法の抜本的な改正を行うよう求めるものである。

記

1. 製造業派遣は例外なく原則禁止とすること。
2. 登録型派遣は原則禁止とし、例外となる専門業務は厳しく限定すること。
3. 「みなし雇用」規定は派遣先への正規社員雇用を義務付けること。
4. 正規社員、非正規社員にかかわらず均等待遇のルールを明確にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加中止を求める意見書（案）

【共産党提案】

ホノルルで開かれたアジア太平洋経済協力会議（ＡＰＥＣ）首脳会議や日米首脳会談で、野田佳彦首相は環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加に向けて各国との事前協議を進めると表明した。

あくまでも「協議に入るだけ」としているが、「日本としてこれは譲れない」という例外や再協議は、原則として拒否される可能性が高いと政府も認めている。

農林水産省の試算では現在 39%となっている食料自給率は 13%にまで落ち込むとされており、世界の先進国では国民の食料のほとんどを外国に頼る国はなく、食料需給が逼迫している国際社会の中で、食料安全保障の面からも重大な問題と言わなければならない。

関税ゼロを原則とするＴＰＰは、農林水産業だけではなく、非関税障壁撤廃の名のもとに食の安全を守る規制も交渉対象となったり、医療での混合診療の全面解禁や株式会社の参入などによって、日本の保険医療の崩壊が危惧されるなど、関連産業や地域経済と雇用にも深刻な影響が起り、暮らしのあらゆる分野に甚大な被害をもたらすことになる。

その中で、米国の業界団体などが盛り込むように迫っているのが、ＴＰＰに参加する各国政府や自治体を、多国籍企業が自由に訴えることができるようにする制度（ＩＳＤ）である。

国連貿易開発会議（UNCTAD）によると、これまでに提起された 390 件のうち 6 割の 245 件が、仲裁機関に指定されている世界銀行傘下の国際投資紛争解決センター（ICSID）で調停されているが、この審理は非公開で不服があっても上訴することもできない一方的なものとなっている。

今多くの自治体が、地域経済の活性化のため、地元企業に優先的に発注しているが、こうした地方自治体の政策も、訴訟の対象になるとされている。

このような環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉の抱える問題点は、政府をはじめ日本の産業界や国民各層へ十分に知らされないままに進もうとしている。

よって、国及び政府においては、現段階で多くの懸念を抱えるＴＰＰへの参加、事前協議などを行うべきではない。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

消費税増税に反対する意見書（案）

【共産党提案】

野田政権は年末までに決める「社会保障・税一体改革」の大綱の中で、消費税率の引き上げ幅や時期などを打ち出し、来年早々に閣議決定して法案を国会に提出、通常国会中に成立させようとしている。

2009年の総選挙で民主党は、税金の無駄遣いの根絶や「埋蔵金」の活用で「新しい財源を生み出します」とのマニフェストを掲げ、「任期中は消費税の増税はしない」と明言して政権交代を実現した。民主党の閣僚が法案を決定して国会に提出、各議員が賛成して成立させるのは明白な公約違反である。

低所得者ほど負担が重く、逆進性が高い消費税の増税は東日本大震災の被災者にも容赦なくかかってくる。復興財源のために所得税や住民税が増税となり、その上に消費税を増税すれば国民生活が悪化し消費の冷え込みをもたらし、日本経済はさらに悪化することは明らかである。

景気回復が進んでいた1997年に、財政再建のため消費税増税や社会保障の負担増など9兆円の国民負担を押し進めたが、その結果は内需を冷え込ませ、税収を減らして赤字をさらに拡大する事態をもたらした。このような痛苦の経験を繰り返してはならない。

欧米では富裕層や大企業の経営者自身が「我々に増税を」と声を上げているが、社会保障や財政再建に必要な財源は思いやり予算など歳出の抜本的な見直しと、大企業や大資産家に応分の負担を求めることで確保すべきである。

よって、国及び政府においては、消費税の増税を行わないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

定数削減ではなく、民意を反映する選挙制度への転換を求める意見書（案）

【共産党提案】

最高裁判所で違憲状態と判断された衆議院の1票の格差の解消について、各党協議が行われている。しかし、小選挙区制を続ける限り、1票の格差問題の根本解決はできない。もともと小選挙区制は過半数の投票が議席に結びつかない「死に票」となる制度であり、過去5回の選挙において比較第1党が4割台の得票で7割の議席を占めたことに示されるように、得票率と議席占有率の大きな乖離が生じ、主権者国民の民意が反映される制度とは言いがたい。これに対して得票に応じて議席が配分される比例代表制は、1票の格差の解消とともに「死に票」の問題も大本から克服でき、民意を直接議会の構成に反映できる制度である。

また、復興増税との関わりの中、国会議員も「身を切る」という口実で、衆議院の比例代表制の定数削減の議論も持ち出されているが、議員定数は少なければ少ないほどいいという単純なものではなく、国民の多様な意見を反映することが重要である。比例代表制の議員定数を削減することは国政に反映される民意そのものを削減することにつながる。

よって、国及び政府においては、国会議員の定数削減ではなく、小選挙区制中心の選挙制度を民意をよりよく反映する比例代表制中心の制度に改めることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

福井県での定期検査中の原子力発電所の再稼働を認めないことを求める意見書（案）

【共産党提案】

3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の連続爆発、炉心溶融（メルトダウン）事故は、発電所周辺地域のみならず、日本全国、世界に大量の放射能（放射性物質）を放出、拡散させ、海も、大気も、大地も、国内においてはかつて経験したことのない深刻な放射能汚染を引き起こした。将来、がんを引き起こす危険性の増大など子どもたちをはじめ多くの人々、生物の命が脅かされている。

この事故から既に9カ月が経っているにもかかわらず、いまだ高濃度放射能汚染によって現場に人間が近づくことができず、事故の実態、事故原因の解明ができないばかりか、放射能流出を止めることすらできない状況が続いている。

今回の事故で避難措置がとられている福井県の12市町村で、自治体外での生活を強いられている住民が8月末時点で、10万人以上となり、住み慣れた家、職場を追われ、故郷に帰れる見通しもなく、苦痛な避難生活を送っている。また、多大な費用負担など多くの犠牲を払って「自主避難」をせざるを得ない人々が増え続けている。さらに、汚染された食品などを通じて、被曝者を全国至るところに拡大していることはけっして見過ごすことはできない。

今回の原子力発電所の事故で明らかなことは、原子力災害は、取り返しのつかないほど深刻で、広範囲に被害をもたらすということである。

大津市は、福井県の14基の原子力発電所が位置するところからわずか30数キロ地点である。この原子力発電所は多くの活断層が存在する地域に立地しており、いつ地震が起きてもおかしくない大変危険な地域にある。この福井で原発災害が生じた場合、滋賀県や大津市は福島同様の直下の被災地となる。

よって、国及び政府においては、福島第一原子力発電所大事故をめぐる現在の状況に鑑み、住民の安全、安心確保の観点から、福島第一原子力発電所事故の実相、事故原因の究明がなされていない中であっては、福井県での「定期検査中」等で稼働していない原子力発電所の再稼働を許可しないよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

円高から中小企業を守る対策を求める意見書（案）

【公明提案】

欧州経済の混乱や米国経済の低迷などを原因として、かつてないほどの円高になっている。現下の円高による経済情勢は、震災に続く新たな試練とも言える異常事態であり、政府が総力を挙げて取り組むべき喫緊の課題である。

このまま円高を放置すると、我が国の製造業等に深刻な影響を与え、企業の国際競争力の低下から、特に中小企業の経営悪化や雇用の喪失、さらには国内産業の空洞化が予測される。

政府は本年10月、円高対策を閣議決定し、11月に成立した第3次補正予算には資金繰り支援などの中小企業対策を盛り込んだが、円高が長期化する懸念がある中、中小企業の損失を最小限にするためにも、さらなる具体策を実施するべきである。

よって、国及び政府においては、円高から中小企業を守る対策として、以下の項目を迅速かつ適切に講じるよう強く要望する。

記

1. 雇用対策及び地域雇用の創出策として、「緊急雇用創出事業臨時特例基金」、「ふるさと雇用再生基金」、「重点分野雇用創造事業基金」を積み増し、事業を延長すること。
2. 円高関連倒産の大半を占めている「通貨デリバティブ（金融派生商品）」被害に対し、相談体制の整備や金融ADR（裁判外紛争解決制度）の活用を促す指導等、対策を強化すること。
3. 負担転嫁やダンピング防止など、下請けいじめの監視・防止策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書（案）

【公明提案】

安心社会を構築するため、医療や介護の充実、子育て支援の強化などに対する各種基金制度が設けられ、地方自治体における迅速かつ柔軟な取り組みに対して支援が行なわれてきた。しかし、こうした基金事業の多くが今年度限りで終了することから、下記に掲げる基金については、多くの関係者から事業継続を求める声が上がっている。

よって、国及び政府においては、国民生活の安心と向上を図る上からも、こうした基金及び基金事業を継続するよう、強く要望する。

記

1. 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金

地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン、H i b ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を財政支援する基金であり、ワクチン接種について予防接種法の対象疾病に位置づける法改正が実現するまで継続すべきである。

2. 安心子ども基金及び妊婦健康診査支援基金

保育所や放課後児童クラブなどの整備を後押しする安心子ども基金及び妊婦健診の負担軽減を図る妊婦健診支援基金について政府は、新たに創設する子ども・子育て新システムの中で対応しているが、具体的な中身が明らかになっておらず、当面は基金事業による対応が現実的であり、継続すべきである。

3. 介護職員処遇改善等臨時特例基金

介護職員の賃金引き上げなどを行うための基金として創設し、今年度末まで予算措置されているが、来年度以降の対応は、引き続き基金事業によるのか介護報酬によるのか、方向性がまだ見えていない。介護職員の処遇改善は極めて重要な課題であり、介護報酬で手当てできない場合は、既存の基金を積み増しし、着実に賃金引上げなどに充てられるよう措置すべきである。

4. 障害者自立支援対策臨時特例基金

障害者自立支援法の施行に伴う事業者の経過的な支援を行なうため、平成 18 年度から 20 年度までの特別対策として実施し、その後、既存事業の拡充や新たな事業を盛り込み、今年度末まで延長されている。来年度以降も、新体系移行後の事業所支援やグループホーム等の設置補助などが必要であり、基金継続によって柔軟な支援をすべきである。

5. 地域自殺者対策緊急強化基金

地域における自殺対策の強化を図るための基金として、電話相談窓口の充実など地方自治体における具体的な取り組みに活用されており、こうした取り組みを切れ目なく支援するため、継続かつ基金の積み増しが必要である。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書（案）

【公明提案】

東日本大震災発生から約9カ月が経過した今もなお、被災地の復旧・復興は遅々として進まず、多くの被災者が困難な生活を余儀なくされている。

今後、本格的な復旧・復興へ向けては、物流インフラの復旧、上下水道や学校施設等公共施設の復旧などへの重点投資が求められている。

一方、大震災を受けて、多くの地域で災害対策のあり方が見直される中、災害に強いまちづくりのための集中的かつ計画的な社会資本整備が求められている。

今後、被災地の本格的な復旧・復興と併せて、地震や津波等の自然災害に対する防災・減災対策としての社会インフラ整備、学校施設の耐震化の着実な実施など災害時を想定した国民の生命・財産の保護につながる社会資本整備にかかる公共投資については、地域のニーズを踏まえつつ、国の責任として積極的に進める必要がある。

よって、国及び政府においては、災害に強い日本の構築に向けて、地震や台風などの災害から国民の安全・安心を守るために必要な社会資本の整備を推進するよう強く要望する。

記

1. 東海・東南海・南海地震の影響が想定される地域のミッシングリンクの解消をはじめ幹線道路ネットワークを構成する道路を優先的に整備すること。
2. 学校施設の防災機能の向上のための環境整備の充実を図りつつ、公立学校の耐震化を加速度的に推進すること。
3. 公共施設や社会インフラの維持・管理など計画的な老朽化対策を推進すること。
4. 地盤の液状化による災害を抑制するための技術的ガイドラインを早急に作成するなど宅地被害対策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

視覚障がい者にやさしい地上デジタルテレビ放送を求める意見書（案）

【公明提案】

障がい者の平等な暮らしと社会参加の推進は、我が国において社会と地域の大きな課題となっている。情報の8割以上が視覚情報である現代社会において、視覚障がい者が安心して生活するためには情報格差をこれ以上広げない対策が求められる。

FM放送とテレビのアナログ放送はともにVHF帯の電波を使うため、多くの視覚障がい者が、値段が安く1台で両方聴けるFMラジオでテレビを楽しんできた。しかし本年7月、地上波テレビはデジタル放送へと完全移行したことにより、テレビの音声をFMラジオから聞くことができなくなってしまった。多機能化に伴ってテレビの操作はこれまでより複雑になっているが、リモコンなどの操作情報の音声化の開発などはメーカー任せでなかなか進んでいない。また、テレビ情報の平等な入手に欠かせない解説放送を増やす具体的な施策もない上、FMラジオによるテレビ放送受信の道も絶たれてしまい、このままでは視覚障がい者からテレビが遠ざけられてしまう。「平成18年身体障害児・者実態調査結果」によれば、情報の入手方法の第1位がテレビ（一般放送）であり、視覚障がい者の66%を占めている。テレビは欠かせないメディアであり、災害時においてもテレビ情報は視覚障がい者にとっても不可欠である。

また、FMラジオで聴くことができるテレビ放送は、視覚障がい者だけでなく、テレビが見られない中で作業を行うさまざま職種の方々にもニーズがあり、こういったの方々にとっても欠かせないものである。

よって、国及び政府においては、下記事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

1. 携帯用ラジオに、テレビの地上デジタル放送の受信機能を付加し、従来通りテレビ放送が聴けるようにすること。
2. 受信機や録画機のリモコンの全ての機能が、音声ガイドを手がかりに操作できるテレビの開発を推進する施策を講じるなど、視覚障がい者の使いやすさを最大限考慮すること。
3. 解説放送、ニュースなどのテロップ・字幕の読み上げを大幅に増やし、テレビ放送における情報バリアをなくすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書（案）

【公明提案】

近年、野生生物による農作物の被害は、深刻な状態にあり、その被害は経済的損失にとどまらず、農家の生産意欲を著しく減退させ、ひいては農村地域社会の崩壊を招きかねないなど、大きな影響を及ぼしている。

野生鳥獣による農作物被害額は、平成 21 年度において 213 億円で、前年度に比べて 14 億円増加している。鳥獣被害全体の 7 割がイノシシ、シカ、猿によるもので、農作物の被害に止まらず、山林の荒廃を招き、豪雨時の土砂流出被害にもつながっている、との指摘もある。

このような状況を踏まえ、国では平成 19 年 12 月、議員立法により、「鳥獣被害の防止のための特別措置に関する法律」が成立し、これに基づき鳥獣被害防止総合対策交付金の支給や地方交付税の拡充、都道府県から市町村への捕獲許可の権限委譲など、各種支援の充実が図られてきた。

しかしながら、生息域の拡大を続ける野生生物による被害防止を確実なものとするためには、ハード・ソフト両面による地域ぐるみの被害防止活動や地域リーダー、狩猟者の育成、被害農家へのより広範な支援などの対策の強化が不可欠である。

また、野生生物の保護並びに被害防止対策のための適切な個体数管理の上からも、正確な頭数の把握は欠かせないものであるが、その調査方法はいまだ十分なものとはいえず、早期の確立が望まれている。

よって、国及び政府においては、鳥獣被害防止の充実を図るため、下記事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

1. 地方自治体が行う被害防止施策に対する財政支援を充実すること。
2. 現場では有害鳥獣対策についての専門家が不足していることから、専門的な知識や経験に立脚した人材の養成及び支援策を講じること。
3. 有害鳥獣の正確な生息数の把握ができる調査方法を確立すること。
4. 効果的な野生鳥獣被害防止対策を構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書（案）

【公明提案】

国の防災基本計画には、2005年に「女性の参画・男女双方の視点」が初めて盛り込まれ、2008年には「政策決定過程における女性の参加」が明記された。この流れを受け、地域防災計画にも女性の参画・男女双方視点が取り入れられつつあるが、具体的な施策にまで反映されているとは必ずしも言えない。

中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が、平成23年9月28日に取りまとめた報告においても、防災会議へ女性委員を積極的に登用し、これまで反映が不十分であった女性の視点を取り入れることへの配慮が盛り込まれている。

よって、国及び政府においては、防災会議に女性の視点を反映させるため、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望する。

記

1. 中央防災会議に少なくとも3割以上の女性委員を登用すること。
2. 地方防災会議へ女性委員を積極的に登用するため、都道府県知事や市区町村の長の裁量により、地方防災会議に有識者枠を設けることを可能とする災害対策基本法の改正を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

予防接種法に基づく定期接種の拡大を求める意見書（案）

【共産党、湖誠、公明、大志提案】

予防接種は、感染症の発生及びまん延を防止し、国民の健康の保持増進など公衆衛生の向上を図る上での重要な手段であるが、わが国においては、副反応の問題などを背景として予防接種の公的な推進に慎重な対応が求められてきた経緯がある。

その結果として、米国をはじめとする先進諸国と比較すると、定期的に接種を行うワクチンの種類が限られている点、ひいては予防接種施策を総合的かつ恒常的に評価し推進する面において、必ずしも積極的であるとは言い難い状況であった。

こうした中、国が、平成 23 年 2 月より、予防接種法に基づく定期接種となっていない任意の予防接種であるインフルエンザ菌 b 型（ヒブ）ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がん予防ワクチンの 3 種のワクチン接種について、多方面から種々検討された上、緊急促進事業と位置づけて実施に踏み切られたことを高く評価するものである。

しかしながら、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、平成 24 年 3 月末までの暫定実施とされており、また、法定予防接種化に向けあわせて検討するとされていたにも関わらず、いまだ今後の事業の方向性が示されていない状況である。

さらに、全国の自治体においては、事業実施に伴う費用負担の増加が大きな課題となっているところである。

本来、国民の生命の根幹に関わる予防接種は、すべての国民を対象として実施されることが何よりも重要である。

よって、国及び政府においては、国民の健康の保持増進を図るため、自治体に負担をかけることなく、国の財政支援を明らかにした上で、早期に措置を講じるようここに強く求めるものである。

記

1. インフルエンザ菌 b 型（ヒブ）ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がん予防ワクチンについて、早期に法定化すること。
2. 上記 3 種のワクチンについて、法定化を実施するまでの間、現在実施している臨時促進事業を継続すること。
3. すべての国民が安心して予防接種を受けられることができるよう体制の確立を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉に関する意見書（案）

【湖誠、大志提案】

政府はホノルルで開かれたアジア太平洋経済協力会議（ＡＰＥＣ）首脳会議やオバマ大統領と野田首相との日米首脳会談で、環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加に向けて各国との事前協議を始めると表明したところである。経団連をはじめ経済界においては、ＴＰＰ交渉への早期参加を強く望む声があるものの、農林水産業をはじめ医療分野では混合診療の全面解禁や株式会社の参入などによって日本の保健医療が多大な影響を受ける事が危惧されるなど、現段階では多くの懸念材料を抱えており与野党を問わず賛否が分かれ国論を二分しているところである。特にわが国の農業においては仮に政府が今後全ての品目を自由化交渉対象とする判断を行えば、食糧自給率の向上どころか農業の崩壊につながる事は明白である。

わが国は、明治以降の百数十年を除けばそのほとんどが農耕民族社会であり自然をおそれ敬い、五穀豊穡を祈ってきた。日本人の中には好むと好まざるとに関わらず脈々とそのDNAは受け継がれ、歴史と文化、伝統をはじめ、道徳心や日常生活の中での結いの精神が形成されてきたところである事は、東日本大震災に際して被災地の人々が、極限状態においても整然と秩序ある行動をされている事からも明らかであり諸外国から、感嘆の声があがっている。こうした高潔で誇り高き国民性や国家形成は、農耕の歴史と共に形づくられてきたといっても過言でない。

農業の崩壊は日本人のものの考えすなわち国のあり方まで変えてしまう恐れがあり、国の崩壊にもつながる事が危惧される。

わが国にとって農業は単に農業の振興や食糧自給率の向上のみならず、国のありようにも関わる重大な問題であるため、今後、国際貿易交渉に当っては、農業を守りぬく鉄壁の精神を貫徹するとともに国内において十分な議論を尽くすべきである。

よって、国及び政府においては、現段階では、多くの問題を抱え国論を二分している環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への参加を行うべきではない。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。